

2011年度①

公 法

(全 4 ページ)

問 題

ページ

憲 法 …… 1

行 政 法 …… 2

注 意 事 項

1. 本問は、2010年3月末までに改正された条文を前提にしています。
2. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
3. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
4. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
5. 試験終了後、問題冊子・日本国憲法条文集・下書き用紙は持ち帰りなさい。

憲法①

次の問題〔1〕・〔2〕のうち1問を選択して解答しなさい。(100点)

〔1〕政治資金規正法は、会社や労働組合、その他の団体は、政党とその政治資金団体についてのみ、政治献金（「政治活動に関する寄附」）をなしうるとした上で、1年間になしうる寄付の総額を限定している。かつては政治家本人や政治家が代表者である政治団体への政治献金が許容されていたが、政治家への政治献金が政治腐敗の温床、金権政治の温床になっているとの批判を受けて、現在の政治資金規正法は政治家本人や政治家が代表者である政治団体への政治献金を禁止しているのである。しかし、政党への企業献金（会社による政治献金）については、①営利企業である会社が見返りを期待せず政治献金を行うわけではなく、企業献金は賄賂的な性格を有する、②企業による多額の政治献金が、選挙にあたって買収のために利用されるなど金権政治の弊を助長する、③巨大な経済力を有する会社が政党に対して多額の政治献金を行うことによって、主権者たる国民各人の政治的意思を集積すべき民主制の過程が歪められてしまう、④政党への企業献金は、当該政党を支持していない株主の思想・良心の自由を侵害するものである、等といった批判がある。また、政党の本部だけでなく支部への企業献金も許容されているので、政治家が支部長を務める政党支部への企業献金は、事実上、政治家本人への企業献金と変わらないといった批判もある。

201X年、複数の建設会社のA党支部への政治献金が、実は談合への協力に対する謝礼であるとして摘発された事件が生じたのをきっかけとして、国会は、上記のような現行法への批判を踏まえて政治資金規正法を改正し、政党とその政治資金団体への企業献金を全面禁止した。但し、この改正においては、労働組合その他の団体による政党とその政治資金団体への政治献金は禁止されなかった。この政治資金規正法改正が憲法上許容されるか否かについて論じなさい。

〔2〕内閣に法律案提出権があることを明示した規定は憲法にはないが、内閣はこれまで法律案を提出してきており、重要法案のほとんどすべてを内閣提出法案が占めていると言われている。さらに、20XX年、国会は、日本国憲法の改正手続に関する法律を改正し、内閣に憲法改正原案の発案権を認める規定を設けた。この改正法に関する憲法上の問題点を、内閣の法律案提出権の可否と対比しつつ、指摘し、検討しなさい。

行政法①

以下の【事例】を読み、【条文資料】を参考に、【設問】に解答しなさい。(50点)

【事例】

甲県には、国が管理する一級河川のA川が流れ、A川の水は中流でB湖を形成した後、いくつかの支流へと注がれている。近年、B湖の湖底には土砂がたまり、貯水機能の低下により各支流で洪水の被害が頻発していることを受け、国は、B湖の貯水機能を向上させるべく、B湖に新たにダムを設置することとした。

ダムの設置場所として、B湖の西側と東側が候補地として挙がっており、いずれの案においても、一定程度、自然環境は改変されることとなり、土地の収用を受ける土地所有者の数もほぼ同数である。しかし、西側の場合、B湖畔で開催されるサミットの議場とダムの設置場所とが近接し、サミット時に工事により湖畔の景観が損なわれるおそれがあるため、国はB湖の東側にダムを設置する方針を決めた。

そこで、国は、国土交通大臣に対し土地収用のための事業認定を申請し（土地収用法16条）、国土交通大臣は、国の方針を全面的に是認し、事業認定をした（以下、「本件事業認定」と呼ぶ）。

しかし、B湖の東側にダムを設置する場合、奈良時代以来自然信仰の対象として名高いC滝（A川水系では唯一、日本の名滝100選に選ばれている）が破壊されてしまうため、土地所有者Xらは本件事業認定に対する取消訴訟を提起し、その中で、東側を設置場所とした国の判断を是正したいと考えている。この点について、国は、「いくつかの滝を破壊せざるをえないことは西側の場合も同じであり、Xらの言い分は特段の考慮に値しない」と述べている。

なお、事業認定の要件の1つである土地収用法20条3号の「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること」との要件は、一般に、当該事業の起業地がその事業に供されることによって得られる公共の利益と、その土地がその事業に供されることによって失われる公共的又は私的利益とを比較衡量して、前者が後者に優越すると認められるかどうかによって判断するものとされている。

【設問】

Xらは、上記の取消訴訟において、本件事業認定の違法性に関し、どのような主張ができるか、検討しなさい。

【条文資料】

○土地収用法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする。

(土地の収用又は使用)

第二条 公共の利益となる事業の用に供するため土地を必要とする場合において、その土地を当該事業の用に供することが土地の利用上適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを収用し、又は使用することができる。

(土地を収用し、又は使用することができる事業)

第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。

一 (略)

二 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)が適用され、若しくは準用される河川その他公共の利害に係る河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもつて設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設

三～三十五 (略)

(事業の認定)

第十六条 起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第三条各号の一に該当するものに関する事業(以下「関連事業」という。)のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

(事業の認定の要件)

第二十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができる。

- 一 事業が第三条各号の一に掲げるものに関するものであること。
- 二 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。
- 三 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。
- 四 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。

2011年度①

民法 I (民法)

(全 2 ページ)

注意事項

1. 本問は、2010年3月末までに改正された条文を前提にしています。
2. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
3. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
4. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
5. 試験終了後、問題冊子・民法条文集・下書き用紙は持ち帰りなさい。

民法①

I 下記について、それぞれ説明しなさい(80字以内)。(20点)

- (1) 損益相殺(10点)
- (2) 特別養子(10点)

II 次の問題〔1〕・〔2〕のうち1問を選択して答えなさい。(100点)

* いずれも特別法は考慮に入れず、民法によって答えなさい。

〔1〕 Aは、B所有の甲土地(時価1億円ほど)を安く手に入れて他に転売してもうけようと考え、Bに対して甲土地の近くに2~3年後にはゴミの焼却場ができ、甲土地の価格は現在の価格の3割ぐらいになってしまうから、今のうちに売ってしまった方がよい、自分は不動産の取引情報をたくさん持っているから、今なら自分が半値ぐらいで買い受けて他へ転売することを考えてもよいと早期のAへの売買を勧めた。Aがたくさんの不動産情報をBに見せるので、BはAの話を信じて、甲土地をAに5000万円で売却し、BからAへの所有権移転登記がなされた。

ところがそれから3年ほど経っても甲土地の近くにゴミの焼却場ができる気配がない。Bは、市役所に問い合わせたところ、そのような計画は3年ほど前に持ち上がったことはあるが、現在はないということが分かった。

そこで、Bは甲土地を何とかして取り戻したいと考えた。Aに問い合わせをしたところ、甲土地はすでにCに転売し、Cへの所有権移転登記もしたので、それには応じられないという。次いで、Bは、Cに問い合わせをしたところ、Cは、BA間の事情は知らずに9000万円で買い受け、所有権移転登記を経由したことが分かった。

(問1) BがCから甲土地を取り戻すための法的構成を考えることができるか。その法的構成によりBからCに対する甲土地所有権の主張が認められた場合、CとAとの関係はどうなるか。

(問2) BがCから甲土地を取り戻せない場合、BとAとの関係はどうなるか。

〔2〕 Aは、子供が大きくなり家が手狭になったので、自宅の離れの建て増しを計画し、B工務店に建て増し工事を依頼した。Aと請負契約を結んだBは、その契約に基づいて建て増し工事を行い、2009年9月に工事を完了しAに引き渡した。

Aは建て増した離れを子供部屋として利用することにし、Aの長女C(当時、高校1年生)がその部屋を勉強部屋兼寝室として利用を始めた。自分の部屋ができて喜んでいたCだが、部屋を利用し始めてから1か月ほどしたところから目がチカチカする、喉が痛いといった症状を訴えるようになった。近所のかかりつけの医者で診察してもらったが、原因は不明であった。

その後、症状は悪化し、ひどいめまいなども訴えるようになり、学校にも行けなくなってしまった。そこでCは、母親Dに付き添われて、大学病院で精密検査を受けたところ、化学物質アレルギーの疑いが濃いと診断であった。

他の家族に何も異常がないことから、建て増したCの部屋に問題があるのではないかと考えたAが専門家に依頼して調査してもらったところ、部屋の天井に使われている合板の接着剤に、現在では住居用建材には使用が禁止されている化学物質が使われていることが分かった。

そこで、Aはその部屋の利用をやめて、Cを別の部屋に移したところ、Cの症状は改善し、現在(2010年6月)ではすっかり回復している。

この場合において、Aは、増築工事を請け負ったBに対し、禁止化学物質を含んだ天井板を撤去し改修することと、娘の治療費としてAが支払った金額の賠償を請求したいと考えているが、Aとしてはどのような法的主張をすれば良いか。また、Cは、病気のため、長期間、学校を休まなければならないとなり、成績が低下してしまった。このような不利益に対する損害賠償を、CはBに対して求めることができるか。

2011年度①

民 事 法 Ⅱ

(全 2 ページ)

問 題

ページ

商 法 …… 1

民事訴訟法 …… 2

注 意 事 項

1. 本問は、2010年3月末までに改正された条文を前提にしています。
2. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
3. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
4. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

商 法①

I 約束手形の満期における遡求の要件について、説明しなさい。(150字以内)。

(10点)

II 次の問題〔1〕・〔2〕につき、各々解答しなさい。その際、単に結論を示すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(40点)

〔1〕 A株式会社においては、定款上、株主総会における議決権行使の代理人資格が株主に限定されている。A社の株主であるB株式会社は、その従業員Cに委任状を与えてA社の株主総会に出席させようとしたところ、C自身は株主ではないという理由で入場を断られた。この場合、A社の株主総会決議の効力はどうか。(20点)

〔2〕 X社は電化製品の製造を業とする株式会社であり、X社がその株式の70%を保有するY社は、電化製品の販売を業とする株式会社である。これまでX社は、製造した商品をY社に販売させる形態を採っていたが、X社で一貫して製造・販売を行うため、X社を存続会社、Y社を消滅会社とする吸収合併を行うこととした。Y社の株主Zは、この吸収合併の合併比率に不満をもっている。この吸収合併を認めたくないZは、会社法上、どのような手段をとることができるか。(20点)

(参照条文なし)

民事訴訟法①

次の問題〔1〕・〔2〕のうち1問を選択して解答しなさい。(50点)

〔1〕 Xらは、Y会社に対してY会社の製造販売する薬剤により副作用を受けたとして、その損害賠償を求める訴えを提起している。Z会社は、Xらが損害の原因物質であると主張している薬品と同一成分の薬品を製造販売している。Zは、Y会社の側に補助参加をすることができるか。

〔2〕 売買契約に基づく目的物の引渡請求訴訟において勝訴した買主は、後日、代金の支払いを求められた訴訟において、売買契約は無効であったと主張することができるか。

2011年度①

刑 事 法

(全 3 ページ)

問 題

	ページ
刑 法 ……	1
刑事訴訟法 ……	2

注 意 事 項

1. 本問は、2010年4月末までに改正された条文を前提にしています。
2. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
3. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
4. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
5. 試験終了後、問題冊子・刑法条文集・下書き用紙は持ち帰りなさい。

刑 法①

次の問題〔1〕・〔2〕のうち1問を選択して解答しなさい。(100点)

〔1〕 男子学生の甲は、夕方のラッシュ時に地下鉄に乗っていたが、混んだ車内で前方出入り口の方向の自分との間に3人ほど乗客がいるところで、女子学生風の女性Aが顔を歪め何かを必死に我慢している様子なのを見て、痴漢に遭っているのではないかと思い、見ていたところ、Aのすぐ横にいる中年男性Bが、その素振りからして痴漢の犯人であると確信するに至った。

電車がC駅に着き、乗客が出入り口方向に向かったが、甲は、Aのすぐ後ろにBが接触する状態で移動するのを見て、Bが痴漢行為を継続していると考えた。そこで、甲は、義憤に駆られるとともに、痴漢行為をやめさせようと考え、無理にBの背後にまで至り、電車の出入り口を出たところでBの右腕を強く引っ張ったところ、Bは、バランスを崩してホーム上に転倒し、頭部を強く打ったうえ、他の乗客に踏みつけられるなどして意識不明になり、病院に搬送される途中で死亡した。

次の①と②の場合に分けて、甲の罪責について論じなさい(特別法違反の点は除く)。

- ① Bが、車内からずっと継続してAに対する痴漢行為を行っていた場合。
- ② Aは、当日、頭痛と歯痛のために顔を歪めていたので、Bは、何ら痴漢行為を行っていなかった場合。

〔2〕 人生に絶望して、できることなら楽に死にたいと思っていたAは、そのことを甲に相談したところ、甲は「医師の乙が楽に死ぬる自殺装置を作ってくれるというから、よく考えた上で、自殺の意思が変わらないなら、装置の作成を乙に頼んでみたらどうか」とアドバイスした。そこでAは乙に、自殺装置を作ってくれるよう頼むと、乙は、自殺装置は作るが最後のスイッチを押すのはあくまでAの判断だと念押しして、Aの自宅内に装置を準備してくれた。そこでAは装置のスイッチを押し、点滴を通じて薬液がAの体内に流入し始めたが、甲から事情を聞いたAの友人丙がA宅に押し入り、点滴の針を引き抜いてAの命を救った。なお、甲は、Aの決意が固いなら自殺を阻止すべきではないと考えていた。

甲、乙、丙の罪責について論じなさい(特別法違反の点は除く)。

刑事訴訟法①

【問い】 以下の事案を読み、Yが所持していたハンドバックに対する搜索が適法か否か論じなさい。

【事案】

暴力団P組がN市内で主婦に対して覚せい剤を売りさばいているといううわさが広がり、K県警が内偵捜査を進めたところ、N市の新興住宅地L団地の分譲住宅に夫A、長男Bとともに住んでいるXが、P組からひそかに覚せい剤を仕入れ、不特定多数の主婦層に覚せい剤を売りさばいているとの嫌疑が高まった。K県警は裁判所から、搜索場所をXの自宅とし、差し押えるべき物を覚せい剤とする搜索差押令状の発付を受け、平成21年10月14日午後3時ころ、令状を呈示するなど所定の手続を経たうえで、令状執行のためX宅に立ち入った。

捜査官がX宅に立ち入ったところ、リビングには、Xのほか、3人の女性C、D、Yが座っており、テーブルにはケーキとお茶が並んでいた。Xに事情を聞いたところ、ちょうど友人を招いて談笑していたところだったと述べた。C、D、Yは、突然X宅内に入ってきた捜査官に驚いた様子だったが、搜索が始まると、当初は搜索の様子をリビングの隅で見ていた。しかし、搜索開始から2、3分が経過したところで、Yが急に身支度を整え始め、CとDもYの様子を見て、同じく帰り支度を始めた。そして、同日午後3時8分ころ、YがXに対して、「取り込んでいるみたいだから、今日は帰るね」と声をかけて、玄関口の方に進みかけた。

Yが急に帰宅の意思を見せたことに不審の念を抱いた警察官Fは、Yに対して、所持していたハンドバックの中身を見せてほしいと要求した。しかし、Yはハンドバックのなかを見せることを拒否し、逆にハンドバックを両手で抱え込んだ。そこで、警察官Fは、激しく抵抗するYの身体を制圧して強制的にハンドバックを取り上げ、その中を搜索したところ、ハンドバックのなかから覚せい剤を発見したため、Yを覚せい剤所持罪の現行犯人として逮捕し、覚せい剤を差し押さえた。

【参考条文】

[刑事訴訟法]

第二百十八条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押、搜索又は検証をすることができる。この場合において身体の検査は、身体検査令状によらなければならない。

2 <略>

3 第一項の令状は、検察官、検察事務官又は司法警察員の請求により、これを発する。

4 <略>

5 <略>

第二百十九条 前条の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押えるべき物、搜索すべき場所、身体若しくは物、検証すべき場所若しくは物又は検査すべき身体及び身体の検査に関する条件、有効期間及びその期間経過後は差押、搜索又は検証に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

2 <略>

第二百二十条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第九十九条の規定により被疑者を逮捕する場合又は現行犯人を逮捕する場合において必要があるときは、左の処分をすることができる。第二百十条の規定により被疑者を逮捕する場合において必要があるときも、同様である。

一 人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り被疑者の搜索をすること。

二 逮捕の現場で差押、搜索又は検証をすること。

2 前項後段の場合において逮捕状が得られなかつたときは、差押物は、直ちにこれを還付しなければならない。

3 第一項の処分をするには、令状は、これを必要としない。

4 <略>